

文京区都市計画審議会区民公募委員募集要領

制定 平成13年7月19日 13文都計第265号
改正 平成15年3月 7日 14文都計第862号
改正 平成15年7月10日 15文都計第301号
改正 平成17年6月 7日 17文都計第121号
改正 平成19年8月 7日 19文都計第277号
改正 平成27年6月26日 27文都都第148号
改正 令和5年7月3日 2023文都都第334号

(目的)

第1条 この要領は、区政運営の公正と透明性の向上を図り、もって開かれた区政の実現に資するため、文京区都市計画審議会条例（昭和50年3月文京区条例第25号）第3条第5号に規定する公募区民の委員（以下「区民公募委員」という。）を公募することについて必要な事項を定めるものとする。

(公募する委員の数)

第2条 公募による委員の数は、3人以内とする。

(応募資格)

第3条 区民公募委員に応募することができる者は、区の都市計画に関心があり、区の区域内に住所を有する者であって、応募時において満18歳以上であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、区民公募委員に応募することができない。

(1) 区議会議員

(2) 区職員

(3) 委嘱の日において2以上の区の審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び区長その他の執行機関がその審議、協議等の結果を区政に反映させることを主な目的として条例、規則、要綱等に基づき設置された審議会、協議会、委員会その他の合議制機関をいう。）の委員である者

(募集方法)

第4条 区民公募委員の募集については、区報ぶんきょう及び区ホームページに掲載することにより行う。

(応募方法)

第5条 区民公募委員に応募しようとする者は、文京区都市計画審議会区民公募委員申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に作文を添えて、区長に申し込むものとする。

(選考)

第6条 区長は、前条の規定により応募をした者（以下「応募者」という。）の中から、申込書及び作文の審査並びに面接により、区民公募委員を決定する。

2 前項の選考結果については、応募者全員に通知する。

3 区民公募委員となった者の作文について、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）第5条の規定による公開の請求があった場合は、当該区民公募委員となった者の作文は、氏名を入れて公開するものとする。

(委任)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、都市計画部長が定める。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。